三　計器飛行により降下することができる最低の高度が滑走路進入端を含む水平面の上方七五メートル以上七五メートル以上に指定された空港等（進入復行を行う場合の最低の高度が滑走路進入端を含む水平面の上方七五メートル以上に指定されたものに限る。）への航空機の進入の用に供する場合	二一〇メートル以下	○・九九九以上	○・九九九以上	一〇秒以下	○・九九九以上
四　計器飛行により降下することができる最低の高度が滑走路進入端を含む水平面の上方七五メートル以上に指定された空港等（三の項に規定するものを除く。）への航空機の進入の用に供する場合	一六・〇メートル以下	二〇メートル以下	○・九九九九二以上	○・九九九以上	○・九九九八以上
五　計器飛行により降下することができる最低の高度が滑走路進入端を含む水平面の上方六〇メートル以上七五メートル未満に指定された空港等への航空機の進入の用に供する場合	一六・〇メートル以下	六・〇メートル以下	○・九九九九二以上	○・九九九以上下	○・九九九九八以上

備考

一　水平精度とは、補助信号を受信した航空機の測位の水平方向の精度をいう。

二　垂直精度とは、補助信号を受信した航空機の測位の垂直方向の精度をいう。

三　継続性とは、任意の一時間（この表の四の項及び五の項の上欄に掲げる場合にあつては、任意の一五秒）において常時この表の水平精度及び垂直精度の欄に掲げる基準に適合する確率をいう。

四　可用性とは、運用時間のうちに、この表の水平精度及び垂直精度の欄に掲げる基準に適合する時間の占める割合をいう。

五　警報信号到達時間とは、㈡に規定する状態が発生したときから警報信号が航空機に到達するまでに要する時間をいう。